

衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査

三重県選挙管理委員会の指定する施設等における

不在者投票事務の手引

令和8年1月

三重県選挙管理委員会

目 次

I	施設等における不在者投票のできる人	1
II	施設等における不在者投票のできる期間	2
III	施設等における不在者投票管理者について	
1	不在者投票管理者となる者	2
2	不在者投票管理者の仕事	4
IV	施設等における不在者投票用紙等の請求	
1	投票用紙等の請求期間	4
2	投票用紙等の請求の手続	4
V	事前準備	
1	投票記載場所の準備	7
2	不在者投票立会人と代理投票補助者の選任	8
VI	施設等における不在者投票の方法	
1	市町村選管からの投票用紙等の受領	11
2	不在者投票をさせる前の注意	12
3	投票の手続	12
4	不在者投票が終わったら	14
5	不在者投票の送致	14
VII	施設等における不在者投票の経費の請求	15
VIII	不在者投票指定施設における選挙運動	17
	指定病院等における不在者投票手続の概略	20
	投票記載場所の見取図（例）	21
【不在者投票関係様式】		
	不在者投票宣誓書・請求書（第1号様式）	22
	依頼書（第2号様式）	23
	投票用紙等請求書（第3号様式）	23
	不在者投票証明書（第4号様式）	24
	不在者投票証明書用封筒（第5号様式）	24
	不在者投票用内封筒（第6号様式）	25
	不在者投票用外封筒（第7号様式）	25
	送致（郵送）用封筒（第8号様式）	26
	請求書（第9号様式）	27
	不在者投票名簿（第10号様式）	29

【外部立会人関係様式】

外部立会人の選定について（様式③）	3 0
立会人選定通知（参考様式④）	3 1
立会人選任書（様式⑤）	3 2
立会人承諾書（様式⑥）	3 3
請求書（不在者投票立会人に係る経費）（請求書様式（その1））	3 4
謝金等領収書（領収書様式）	3 8
外部立会人実績報告書	3 9

【参考】

三重県内選挙管理委員会一覧	4 0
---------------	-----

I 施設等における不在者投票のできる人

(1) 本来、投票は、投票日に選挙人名簿に登録された市町村の投票所で行うことが原則ですが、都道府県の選挙管理委員会（以下「選管」という。）が指定した次の施設に入院（入所）中の選挙人で、投票日に投票所で投票できない方は、その入院（入所）している施設において不在者投票ができます。これらの施設を指定施設といいます。

- ア 病院（介護老人保健施設又は介護医療院を含む。）
- イ 老人ホーム（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム等）
- ウ 身体障害者支援施設
- エ 保護施設

(2) 上記の指定施設のほか、次の施設に入所（収容）中の選挙人も、その施設等で不在者投票を行うことができます。

- ア 国立保養所
- イ 刑事施設、労役場、監置場又は留置施設
- ウ 少年院、少年鑑別所

(3) (1)の指定施設で不在者投票のできる人は、次に掲げる条件を満たしていることが必要です。

- ① 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。
- ② 選挙人名簿に登録されていること。
- ③ 指定施設に入院（入所）中であること（通所のデイケアサービスを受けているだけでは、入院（入所）中とは言えませんのでその施設において不在者投票をすることはできません。）。
- ④ ①～③の条件を備えている者で、次の事項のいずれかに該当すると見込まれること。
 - ア 歩行は可能であるが、入院（入所）している指定施設が、入所者が属する投票区の区域外にあること。
 - イ 選挙の当日、疾病・負傷・妊娠・老衰・身体の障がい・産褥によって、歩行が困難であると予想されること。

【参考Q&A】

【付添人の投票】

Q. 指定施設に入院中の選挙人の付添人は、その指定施設で不在者投票はできますか。

A. できません。付添人が選挙期日前に投票をする場合は、名簿登録地の市町村選管が指定する場所での期日前投票か、施設所在地の市町村選管が指定する場所での不在者投票を行うことになります。

II 施設等における不在者投票のできる期間

(1) 期間 : **選挙期日の公示日の翌日 から 選挙期日の前日 まで**

(ただし、最高裁判所裁判官国民審査については、審査の期日前7日から審査期日の前日まで。)

不在者投票を送致する時間を考慮して、余裕をもって事務を行えるよう、投票用紙等の請求事務等については、関係する市町村選管と十分連絡を取ってください。

(2) 時間 : **期間中毎日 午前8:30 から 午後5:00 まで**

土曜日、日曜日や祝日でも投票できることになっていますので、不在者投票管理者は選挙人の不在者投票の対応をしていただくことになります。

III 施設等における不在者投票管理者について

1 不在者投票管理者となる者

(1) 不在者投票管理者とは不在者投票の責任者ですが、指定施設等における不在者投票管理者は次のとおりです。

施設の種類	不在者投票管理者	左記の者が欠けた場合等に不在者投票管理者となる者
指定施設	病院（介護老人保健施設等を含む。）	病院の院長
	老人ホーム	老人ホームの長
	身体障害者支援施設	施設の長
	保護施設	施設の長

施設の種類	不在者投票管理者	左記の者が欠けた場合等に不在者投票管理者となる者
国立保養所	所長	所長の職務を代理すべき者
刑事施設、労役場、監置場又は留置施設	刑事施設の長又は留置施設の留置業務管理者	刑事施設の長又は留置業務管理者の職務を代理すべき者
少年院又は少年鑑別所	少年院の長又は少年鑑別所の長	少年院の長又は少年鑑別所の長の職務を代理すべき者

(2) 病院の院長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長が

- ① 候補者となった場合
- ② 外国人である場合

は、不在者投票管理者となることができません。

また、不在者投票管理者は、不在者投票立会人、代理投票の補助者をそれぞれ兼ねることはできません。

【参考Q&A】

【不在者投票管理者の選挙権】

Q. 不在者投票管理者は、その選挙に関して、選挙権がなければなりませんか。

A. 不在者投票管理者となるべき者は、選挙権の有無に関わらず当然に不在者投票管理者となります。

【不在者投票管理者を代理すべき者】

Q. 不在者投票管理者となるべき施設の長がやむを得ない用務のため長期間旅行中等の場合、事務職員が不在者投票管理者の職務を執行できますか。

A. 職務を代理すべき立場にある者であれば事務職員でも執行できます。

なお、病院（介護老人保健施設等を含む。）の場合は、これまで不在者投票管理者を代理すべき者は、院長の職務を代理すべき医師又は歯科医師に限定されていましたが、令和4年の政令改正により、要件が緩和され、医師又は歯科医師でなくとも職務を代理すべき立場にある者であれば、不在者投票管理者の職務を執行できるようになりました。

【不在者投票管理者の投票記載場所への常駐】

Q. 不在者投票管理者は必ず投票記載場所に投票立会人とともにいなくてはなりませんか。

A. 不在者投票管理者の管理権が及ぶなら、必ずしも投票記載場所にいる必要はありません。ただし、不在者投票管理者の事務補助者と投票立会人の最低2人、代理投票の場合は更に補助者2人が投票記載場所にいなければなりません。

【参考Q & A】

【不在者投票立会人の交代】

- Q. 投票立会人は不在者投票の期間の途中で交代しても構いませんか。
A. 差し支えありません。ただし、改めて投票立会人選任の手続が必要です。

2 不在者投票管理者の仕事

- (1) 選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。
- (2) 交付された投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。
- (3) 投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書を点検すること。
なお、不在者投票証明書は、選挙人が自ら投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求した場合のみ送付されます。
- (4) 立会人を最低1人選び、不在者投票に立ち会わせること。
- (5) 不在者投票の記載場所を設置すること。
- (6) 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること及び代理投票補助者を選任すること。
- (7) 投票の終わった不在者投票を市町村選管に送致すること。

※投票の秘密を保持し、投票に関する不正干渉等のないよう十分に配慮してください。なお、不在者投票管理者は、業務上の地位を利用し、不在者投票に関して選挙運動をすることが禁止されています。
※不在者投票の管理執行に瑕疵があることを理由とする争訟事件がみられるところでもあり、不在者投票の適正な実施のためその管理には万全を期してください。また、投票用紙の管理についても徹底を図ってください。

- (8) 不在者投票の経費を請求すること。

IV 施設等における不在者投票用紙等の請求

まず、投票用紙等を、選挙人の名簿登録地（原則として住民票のあるところ）の市町村選管委員長に請求し、取り寄せることになります。

1 投票用紙等の請求期間

選挙期日の前日までです。なお、選挙期日の公示の前でも請求できます。

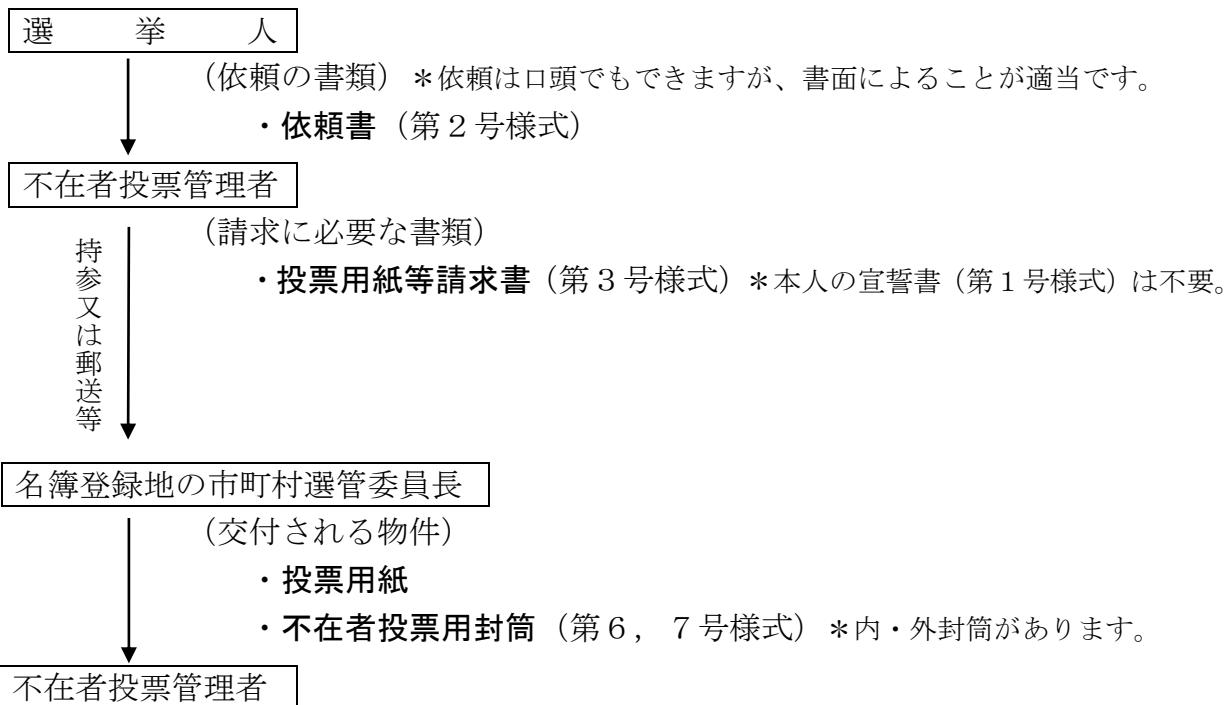
ただし、船員である選挙人の依頼により指定港所在地（県内では次頁参照）の市町村選管委員長に請求する場合は、選挙期日の公示の日の翌日からとなります。

2 投票用紙等の請求の手続

この請求には、

① 選挙人から依頼を受けて、不在者投票管理者が請求する場合
② 選挙人が自ら請求する場合
があり、それぞれ手続が異なります。

(1) 選挙人から依頼を受けて、不在者投票管理者が請求する場合
基本的な請求方法を図示すると次のとおりとなります。



【選挙人が船員である場合】

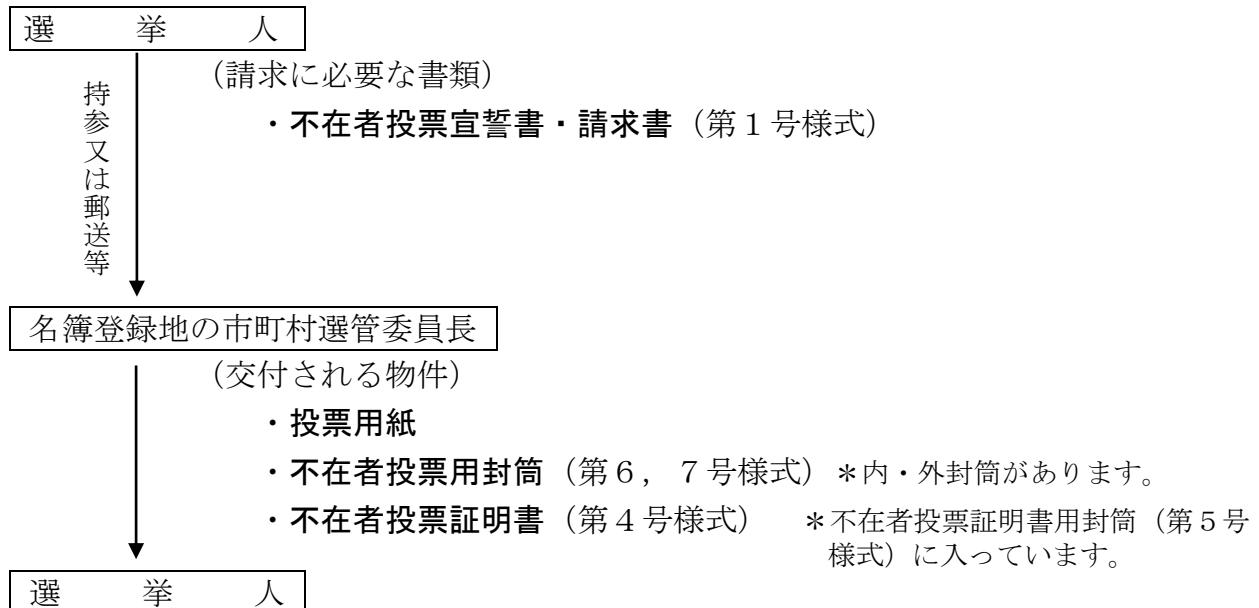
- ・不在者投票管理者が選挙人に代わって名簿登録地の市町村選管委員長に投票用紙等を請求する場合は、当該船員の選挙人名簿登録証明書を添付する必要があります。
- ・不在者投票管理者は、選挙人に代わって、名簿登録地以外に、指定港所在地の市町村選管委員長に投票用紙等を請求することもできます。この場合には、選挙人名簿登録証明書に加えて、当該船員の船員手帳を添付する必要があります。
- ・三重県内の指定港所在地市町は次のとおりです。

【三重県内の指定港所在地市町】

津市、四日市市、伊勢市、鈴鹿市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市
(度会郡) 大紀町、南伊勢町 (北牟婁郡) 紀北町

(2) 選挙人が自ら請求する場合

基本的な請求方法を図示すると次のとおりとなります。



なお、指定施設に入院（入所）している選挙人は、この場合のように自ら投票用紙等を直接名簿登録地の市町村選管委員長へ請求した場合は、指定施設で不在者投票を行うことができるほか、現に所在（居住）している市町村の不在者投票記載場所においても不在者投票ができます。

【選挙人が船員である場合】

- ・船員が自ら名簿登録地の市町村選管委員長に投票用紙等を請求する場合は、**選挙人名簿登録証明書**を添付する必要があります。
- ・船員が自ら指定港所在地の市町村選管委員長に投票用紙等を請求（選挙人名簿登録証明書と船員手帳が必要です。）することもできますが、この場合には、常に本人が指定港所在地の市町村選管に出向き、投票用紙等の交付を受けた後直ちに投票しなければならず、指定施設での不在者投票はできません。

(3) 点字投票を申し立てる場合

① 不在者投票管理者が投票用紙等を請求する場合

投票用紙等請求書（第3号様式）の備考欄にその旨を記載します。

② 選挙人が自ら投票用紙等を請求する場合

その旨の申立てをしなければなりません。

【参考Q&A】

【代理請求】

- Q. 選挙人からの依頼を受けて投票用紙等の請求をする場合、不在者投票管理者本人でなければ請求できませんか。
- A. 不在者投票管理者から投票用紙等の請求をすることを依頼されていればその代理人でもよく、庶務担当課長でも請求できます。
- この場合には「〇△病院長代理人 庶務課長 ○〇〇〇」のように明記してください。

【選挙期日が迫ってからの代理請求依頼】

- Q. 選挙期日が迫ってから入院患者から投票用紙等の代理請求の依頼があり、速達郵便でも間に合わないときは、自動車、電車等を利用してでも代理請求を行わなければなりませんか。
- A. 原則として代理請求を断ることはできません。郵便によるか直接によるかは、不在者投票管理者の自由ですが、できる限り不在者投票が可能となるようお取りはからいください。

V 事前準備

1 投票記載場所の準備 (P21 参照)

投票記載場所の設備は、投票の記載を他人が見たり、投票用紙の交換その他の不正な行為をしたりすることができないような配慮をする必要があります。

投票記載場所の条件

- ①不特定多数の者が行き来するロビー等は避け、会議室等を確保すること。
- ②投票を記載するための机等を置くこと。その配置は投票の秘密が守られるよう配慮すること。
- ③点字投票を申し立てた選挙人がいる場合は、点字器を用意すること。
- ④選挙運動又は政治活動に関するポスター、ビラなどを置かないこと。また、室外のポスターなどが見えないよう工夫すること。
- ⑤候補者の氏名等は一切掲示しないこと。

【投票記載場所における候補者氏名の掲示】

施設における不在者投票においては、公職選挙法第175条の規定により候補者の氏名等を掲示することはできません。選挙人から候補者氏名等の一覧を見せて欲しいという要望がある場合には、投票記載場所外の場所に選挙公報等を置いておき、選挙人が自由に見られるようにしておくといった対応が考えられます。

【参考Q & A】

【候補者氏名の掲示】

- Q. 選挙人から候補者について知りたいといった申出があったのですが、まだ選挙公報が届いていません。新聞などをもとに施設で候補者の一覧表を作成し、これを見ていただくこととしてもいいですか。
- A. 指定施設において、独自に候補者の一覧表をつくることは、内容に誤りがあった場合選挙の自由公正を害することになりますので差し控えてください。
- なお、選挙公報が届く前に投票を行う場合は、全候補者の情報が掲載された新聞を提供するか、又はその選挙を管理する選挙管理委員会から候補者名等の告示の写し入手し、これを提供するなどの方法により対応してください。

2 不在者投票立会人と代理投票補助者の選任

不在者投票管理者は、あらかじめ不在者投票立会人と代理投票補助者を選任しておきます。

不在者投票立会人の選任

(1) 不在者投票立会人の選任

不在者投票を行う際には、指定施設の長（不在者投票管理者）は選挙権を有する者を最低1人選任し、不在者投票に立ち会わせなければなりません。

投票立会人は、選挙権を有している者の中から選任することになりますが、住所要件などその不在者投票が行われる選挙の選挙権を全て具備している必要はありません。

不在者投票管理者、その補助者及び代理投票の補助者が投票立会人を兼ねることはできません。投票立会人は、投票が公正に行われるよう投票用紙等の点検から送致までの全ての手続に立ち会うことになり、投票の完了した不在者投票用外封筒の裏面に署名（自書）します。この署名のない投票は、選挙当日不受理となってしまうので注意してください。

なお、投票立会人が立ち会わないで行われた不在者投票は無効となりますので、御注意ください。

(2) 公正確保等（外部立会人の選任）

公職選挙法が改正（平成25年）され、不在者投票管理者は、市町選管が選定した立会人（「外部立会人」という。）を立ち会わせること等により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。（法第49条⑩）

このため、次の【ア】～【ウ】のいずれかの方法により外部立会制度の活用について、検討をお願いします。

なお、市町選管によって取扱いが異なる場合がありますので、各施設の所在地の市町選管に御相談ください。

- 【ア】市町選管が選定した者を外部立会人として不在者投票に立ち会わせる。
- 【イ】市町選管が市町の公務員として任命した者を外部立会人として不在者投票に立ち会わせる。
- 【ウ】不在者投票が行われている時間中に、市町選管の職員の派遣を求め、不在者投票が公正かつ適正に実施されているか確認してもらう。

A 外部立会人の選任方法

外部立会人を選任する場合、基本的に次の2通りの方法がありますが、市町選管によって選任方法が異なりますので、各施設の所在地の市町選管に外部立会人の選定を申し出た際に、確認してください。

- a 市町選管が選定（人選）した者を、不在者投票管理者が外部立会人として選任する方法
- b 市町選管が市町の公務員として外部立会人を任命し、その者を不在者投票管理者がその外部立会人として選任する方法

B 外部立会人の選任の流れ

多くは、上記Aのaの方法により選任することになると考えられるため、選任までの手順についてその例を示します。

①不在者投票管理者⇒市町選管

外部立会人の選任について、事前に日程等について調整を行う。

※不在者投票の実施時期が重なる場合など、外部立会人の選定依頼に対しお応えすることができない場合があります。

②不在者投票管理者⇒市町選管

希望する日時等を記載した選定依頼文書（様式③）を送付。

③市町選管⇒外部立会人候補者

日時等の調整を行う。

④市町選管⇒不在者投票管理者及び外部立会人候補者

外部立会人候補者を選定し、立会人選定通知書（参考様式④）を送付。

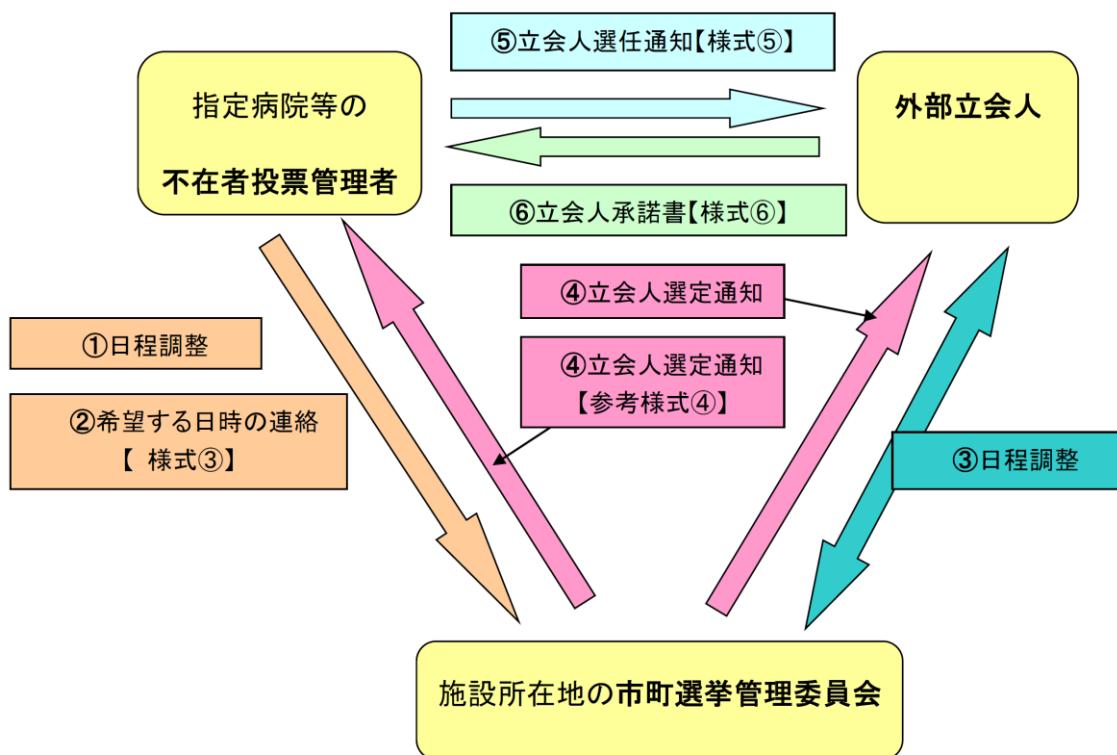
⑤不在者投票管理者⇒外部立会人

外部立会人を選任し、立会人選任書（様式⑤）、立会人承諾書（様式⑥）を送付。

⑥外部立会人⇒不在者投票管理者

立会人承諾書（様式⑥）を送付した上で、不在者投票の立会いを実施する。

●不在者投票管理者が外部立会人を選任する場合



C 外部立会人に対する謝金の支払い

市町選管が選定又は任命した外部立会人には、謝金を支払うことになります。支払方法は、上記Aの a と b で異なります。

＜上記Aの a の方法による場合＞

不在者投票管理者が外部立会人を選任しますので、指定施設から外部立会人に対し、実際に従事した時間に応じて謝金を支払ってください。

この際、領収書を徴収してください（領収書様式P38）。

当該謝金については、後日、三重県選管へ御請求ください。

外部立会人に対する謝金の支払の詳細は、P16「◆外部立会人を投票に立ち会わせるために要する経費」を参照してください。

＜上記Aの b の方法による場合＞

市町選管が外部立会人に直接報酬を支払いますので、不在者投票管理者から謝金をお支払いいただく必要はありません。

ただし、この場合、市町選管に対して実績報告書（P39）を提出してください。

【参考Q&A】

【同一敷地内の複数の指定施設】

- Q. 同一敷地内の複数の指定施設が同時に（同じ場所で）不在者投票を行う場合、それぞれの不在者投票管理者が別々に外部立会人の選任を依頼しなければならないのですか。
- A. いずれか1つの指定施設の不在者投票管理者が代表して市町選管へ外部立会人の選定依頼を行ってください。
その上で、もう一方の施設の不在者投票管理者は、選定された当該立会人を不在者投票の立会人として、選任してください（この場合、選管に対し経費請求できるのは、1つの施設のみです。）。

【外部立会人の交通費】

- Q. 外部立会人がタクシーを使って指定施設に立会いに来る場合、施設までの距離と立会時間によっては、外部立会人に支払われる謝金を外部立会人が支払う交通費が上回る場合が想定されますが、その場合はどうなりますか。
- A. 謝金の上限（従事時間数に応じた額）以上は支払われないので、その上限で対応できる人を選任してもらうことになりますが、市町選管とよく相談して外部立会人を選任するようにしてください。

代理投票補助者の選任

不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聞いて、投票記載場所の投票に係る事務に従事する者のうちから2人を定めます。

VI 施設等における不在者投票の方法

1 市町村選管からの投票用紙等の受領

投票用紙等の請求を受けた市町村選管は、直ちに選挙人名簿と対照し、その請求が適当であると認めたときは、投票用紙等を不在者投票管理者（又は代理人）に交付し、又は郵便をもって発送します。

なお、選挙期日の公示前に請求をした場合には、選挙期日の公示日の翌日以降、直ちに発送等がされます。受領した際には、必ず以下の事項を確認してください。

- ① 投票用紙及び不在者投票用封筒の数が請求した選挙人の数と一致するか。
- ② 点字によって投票する旨の申立てをした選挙人に対して交付された投票用紙に、
点字投票の表示がされているか。

2 不在者投票をさせる前の注意

(1) 不在者投票管理者が投票用紙等を請求した場合

- ① 投票用紙は、投票記載場所で交付するよう配慮すること。
- ② 投票用紙の渡し間違いがなかったか確認すること。

(確認例)

- ・A町の選挙人に、B町選管から交付された投票用紙等を渡していないか。
- ・点字投票の場合、投票用紙に点字投票の表示がされているか。

(2) 選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合

- ① 投票用紙と不在者投票用封筒を提示させ、点検すること。

(点検例)

- ・所定の投票用紙か。
- ・投票用紙に候補者の氏名等が既に記載されていないか。
- ・点字投票の場合、投票用紙に点字投票の表示がされているか。

- ② 不在者投票証明書の入っている封筒を提出させ、開封して点検すること。

(点検例)

- ・不在者投票証明書用封筒の封が開いていないか。
- ・本人であるかどうか。

※点検の前に証明書の封筒が開封してある場合には、いかなる理由であっても投票させることはできません。また、投票前に既に投票用紙に候補者の氏名等が記載されていた場合は、選挙人に、交付を受けた市町村選管へ、引換える請求をさせてください。

3 投票の手続

(1) 手順

- ① 投票用紙に、衆議院小選挙区選出議員選挙（あさぎ色）にあっては候補者1人の氏名を、衆議院比例代表選出議員選挙（ピンク色）にあっては1つの政党等の名称又は略称を、最高裁判所裁判官国民審査（うぐいす色）にあってはやめさせた方がよいと思われる裁判官の欄に×印を自書する。

- ② 投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をする。

※投票用紙は、折り曲げなくても不在者投票用内封筒に入ります。

- ③ 不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をする。

- ④ 外封筒の表面に選挙人自身の氏名を署名（自書）する。

- ⑤ 不在者投票管理者に提出する。

(2) 点字投票

不在者投票用外封筒の表面の署名（自書）は、不在者投票用内封筒を不在者投票用外封筒に入れる前に、点字で行います。

(3) 代理投票

① 代理投票のできる選挙人

文字の読み書きができなかったり、病気や障がいによって候補者の氏名等を自書できない選挙人は、不在者投票管理者に申請して代理投票をすることができます。

② 代理投票の方法

不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聞いて、投票記載場所の投票に係る事務に従事する者のうちから補助者2人を定め、その1人の立会いのもとに他の1人（代理記載人）に投票記載場所で選挙人の指示する衆議院小選挙区選出議員選挙にあっては候補者1人の氏名、衆議院比例代表選出議員選挙にあっては1つの政党等の名称又は略称、最高裁判所裁判官国民審査にあってはやめさせた方がよいと思われる裁判官の欄に×印を記載させ、これを不在者投票用内封筒に入れて封をした上、不在者投票用外封筒に入れ封をさせ、外封筒の表面に**選挙人の氏名を記載**させ、直ちに提出させます。外封筒の表面の選挙人の氏名は当該代理記載人が代わって記載します。この場合にあっては、その投票を補助した代理記載人の氏名は書く必要はありません。

選挙人本人の意思確認に当たっては、個々の選挙人の状況に応じてきめ細かく適切に対応することが重要であることから、必要に応じて、選挙人の家族や付添人等との間で、候補者の氏名等の確認に必要な選挙人本人の意思の確認方法について事前打合せを行っていただき、その意思確認に十分配慮してください（成年被後見人の後見人は代理投票の補助者とはなれませんので、御注意下さい。）。

③ 代理投票の拒否

①の代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、投票立会人の意見を聞いて代理投票を拒否することができます。

④ 代理投票の仮投票をさせる場合

- ・代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき
- ・代理投票をさせることに投票立会人に異議があるとき

代理投票の仮投票の場合には、②の手続に加えて、代理記載人に不在者投票用外封筒の表面の選挙人氏名の左欄に、**代理記載人の署名（自書）**をさせ、提出させます。

(4) ベッドの上で投票させる場合

重病人等歩行困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理の下で投票立会人の立会いがあれば、例外的にベッドの上で投票することもできます。

この場合、ベッドのある室内に候補者の氏名等の記載したポスター等が貼られている場合には、それらを撤去するとともに投票の秘密保持に十分注意を払うことが必要です。

※ 不在者投票を行う日をあらかじめ特定している場合に、それ以外の日に選挙人から投票の申出があっても、日を特定していることを理由として申出を拒否することのないようにしてください。

4 不在者投票が終わったら

不在者投票管理者は、投票用紙の入った不在者投票用外封筒の裏面に、**投票の年月日、投票の場所及び不在者投票管理者の氏名を記載（ゴム印でも可）**し、**投票立会人に署名（自書）**させます。

5 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、投票用紙の入った不在者投票用外封筒（選挙人自ら投票用紙等を請求した場合は、不在者投票証明書も同封）を他の適当な封筒（第8号様式）に入れて封をして、表面に「**不在者投票在中**」と朱書きし、裏面に**施設名、所在地、不在者投票管理者名を記載（ゴム印でも可）**の上、印を押して、選挙人の名簿登録地の市町村選管委員長に持参又は郵送します。

なお、不在者投票用紙等の郵送により行う場合は、交付記録郵便（いわゆるレターパック）の使用を徹底してください。

以下の書類がある場合には、併せて送付してください。

- ・投票が行われなかった投票用紙・投票用封筒
 - …投票用紙等の交付を請求したが、実際には投票が行われなかった場合のみ（破棄しないでください。）

※ 不在者投票が済んだ後、送致漏れがないよう十分確認してください。選挙当日の投票所の閉鎖時刻に間に合わなかった投票は、有効な投票として取り扱われなくなりますので、投票終了後の投票用紙は、なるべく選挙期日の前日（遅くとも選挙期日当日の午前中）までに市町村選管に届くように郵送又は持参してください。

【参考Q&A】

【投票用紙等】

Q. 選挙人自らが投票用紙等を請求したが、投票場所が不在者投票証明書の「投票しようとする病院、老人ホームその他の施設の名称」と違っているようなときは、投票させてもよいですか。

A. 正当な理由があれば投票させることができます。

【投票箱】

Q. 投票箱についての定めはありますか。

A. 投票箱の設置は特に義務付けられていませんが、市町村選管に送致するまでの間は施錠できる金庫やロッカー等に保管していただくようお願いします。

【後見人による代理投票】

- Q. 成年被後見人の後見人は代理投票の補助者になれますか。
A. なれません。投票記載場所の事務従事者のうちから2名選任することになります。

【代理投票における選挙人がメモ等を持参した場合の対応】

- Q. 代理投票において、選挙人が候補者の氏名が書かれたメモ、名刺等を持参した場合は、どのように対応しますか。
A. 代理投票において選挙人がメモ等を持ってきたときは、補助者は黙ってメモ等にある氏名を書くようなことはせず、選挙人に確かめてから書かなければなりません。

【投票実施前に退院・退所した場合】

- Q. 代理請求により投票用紙等の交付を受けましたが、投票実施前に選挙人が退院・退所した場合どうしたらよいですか。
A. 経緯を詳細に書いて、投票用紙等を至急交付した市町村選管に返送してください。なお、当該選挙人に対しては投票当日投票所に行けば投票できる旨伝えてください。

【依頼書の保管】

- Q. 投票用紙等の代理請求の際に選挙人から徴した依頼書は市町村選管に提出するですか。
A. 不在者投票管理者において保管してください。保管期間は選挙の効力に関する訴訟及び当選の効力に関する訴訟の提起期間とし、訴訟が提起された場合は、その訴訟が終結するまでの間保存してください。

VII 施設等における不在者投票の経費の請求

(1) 請求金額

不在者投票をした選挙人1人につき 1,236円

- 投票用紙を請求したものの実際に投票を行わなかった人も含みます。
 - 小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を同時に行った場合の請求金額は、併せて1,236円となりますので御留意ください。
- 選挙期日以後、速やかに請求書（第9号様式）と不在者投票名簿（第10号様式）を提出してください。

なお、市町の選挙と同時に投票した場合の経費は、三重県知事のみに請求して下さい。

市町へは請求できません。

(2) 請求先

三重県知事宛て

(請求書等の送付先：〒514-8570 津市広明町13番地 三重県選挙管理委員会事務局)

※当該指定施設等の所在している都道府県知事宛てに請求することとなっており、
例えば、三重県内にある指定病院に愛知県内の市町村の選挙人名簿に登録されてい
る方が入院していて、不在者投票をした場合でも、請求先は三重県知事になります。

(3) 請求書の記載

- ① 請求印は、施設の代表者印（代表者の私印又は院長・理事長の表記がある印）を
押印してください。施設印（施設名のみの印）ではお支払いできません。
なお、請求書の発行責任者氏名及びその連絡先（電話番号）欄にこれらを記載する
場合には押印は不要です。
- ② 請求書（第9号様式）の「振込先」「口座番号」「口座名」は、金融機関に届出の
正式名称を正確に記入してください。
- ③ 「口座名」にはフリガナをつけてください。
- ④ 「口座名」が請求者と異なる場合（口座名が理事長名、請求者名が施設長・院長
等の場合）には委任状に必要事項を記載してください。

【参考Q & A】

【経費の請求】

Q. 選挙人からの依頼を受けて投票用紙を請求しましたが、実際にはその選挙人が投票を行わなかった場合、経費の請求はできないのか。

A. 請求できます。この場合の金額は、投票を行った場合と同様に1人当たり1,236円となります。

◆外部立会人を投票に立ち会わせるために要する経費

(1) 不在者投票管理者が市町選管が選定（人選）した外部立会人を選任し、投票に立ち会わせた場合（「A外部立会人の選任方法 a」P9）は、不在者投票管理者から外部立会人に対し、謝金を支払います。

(2) 謝金額は、1人1日12,400円（8.5時間分）が基準（上限）とされており、
1日のうちの一部の時間について従事した場合には、従事時間数に応じた額となります。

具体的には、

$$12,400 \text{ 円} \times \text{実際の従事時間} \div 8.5 \text{ 時間} = \text{謝金額} \quad (1 \text{ 円未満の端数は四捨五入})$$

なお、1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。

また、1回当たりの従事時間が7時間を超えて8.5時間以下の場合は、8.5時間としてください。

【例】2時間10分立会いをした場合（3時間として計算）

$$12,400\text{円} \times 3 \div 8.5 = \underline{4,376\text{円}} \quad (1\text{円未満の端数は四捨五入})$$

（3）不在者投票管理者が外部立会人に対して謝金を支払った場合、三重県選管にその費用を請求することができます。

（4）請求の際は、次の書類が必要です。

・請求書（不在者投票立会人に係る経費）（請求書様式（その1））

※請求書は、「不在者投票の事務に要する経費」（投票者1人につき1,236円を請求するもの）とは別になります。

・外部立会人に係る市町の選定通知の写し

・謝金等領収書の写し（領収書様式）

（5）経費の請求先の選管は、三重県選管になります。

【留意点】

請求ができるのは、正規の手続により市町選管が選定した外部立会人に係る経費のみであり、指定施設が独自で選任した投票立会人に係る経費は請求できませんので、御注意ください。

【参考Q & A】

【源泉徴収】

Q. 外部立会人に支払う経費は、源泉徴収する必要がありますか。

A. 当該経費は、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の「丙欄」の適用となります。同表を確認すると、9,800円以上の支払いから源泉徴収の対象となります。現在の経費から計算すると、1回当たりの立会時間が6時間超とならないと対象とはならないこととなります。詳細については、税務署にお問い合わせください。

VIII 不在者投票指定施設における選挙運動

不在者投票指定施設における選挙運動につきましては、公職選挙法により一般の選挙運動に関する制限のほか、次のような制限がありますので、十分御留意ください。

(1) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位(その者の日常の職務上有する影響力)を利用して選挙運動をすることが禁止されています。

また、不在者投票管理者が公務員である場合には、上記制限に加え、国家公務員法又は地方公務員法の規定に基づく政治的行為(選挙運動を含む。)の制限のほか、その地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています。

(2) 全ての選挙において、その選挙の期日の公示(告示)日から、選挙の当日までの間、国、地方公共団体が所有し又は管理する病院等では、政党その他の政治活動を行う団体が、政治活動のためのポスターを掲示することやビラ等の文書図画(新聞紙及び雑誌を除く。)を頒布(郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く。)することは禁止されています。

(3) 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙においては、選挙運動用ポスター(衆議院議員総選挙における候補者届出政党又は名簿届出政党等が使用するものを除く。)を公営ポスター掲示場以外の場所に掲示することは一切できないとされていますので、病院や施設の室内や廊下等に選挙運動用ポスターを掲示することはできません。

(4) 衆議院議員総選挙では、候補者届出政党又は名簿届出政党等が使用する選挙運動用ポスターの掲示については、公営ポスター掲示場制度が導入されていませんので、掲示箇所の管理者の同意のもと、自由に掲示することができますが、次のような場所への掲示は禁止されています。

- ① 国又は地方公共団体が所有し又は管理する不在者投票指定施設
- ② ①以外の指定施設の場合は、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所(歩行困難のため病院のベッドで不在者投票を行う場合にあっては、そのベッドの所在する病室)

(5) 何人も病院、診療所その他の療養施設においては、いかなる名義であっても、選挙運動のための演説や連呼行為をすることが禁止されています。

したがって、施設内においては個人演説会、政談演説会、政党等演説会といった演説会は一切開催できません。

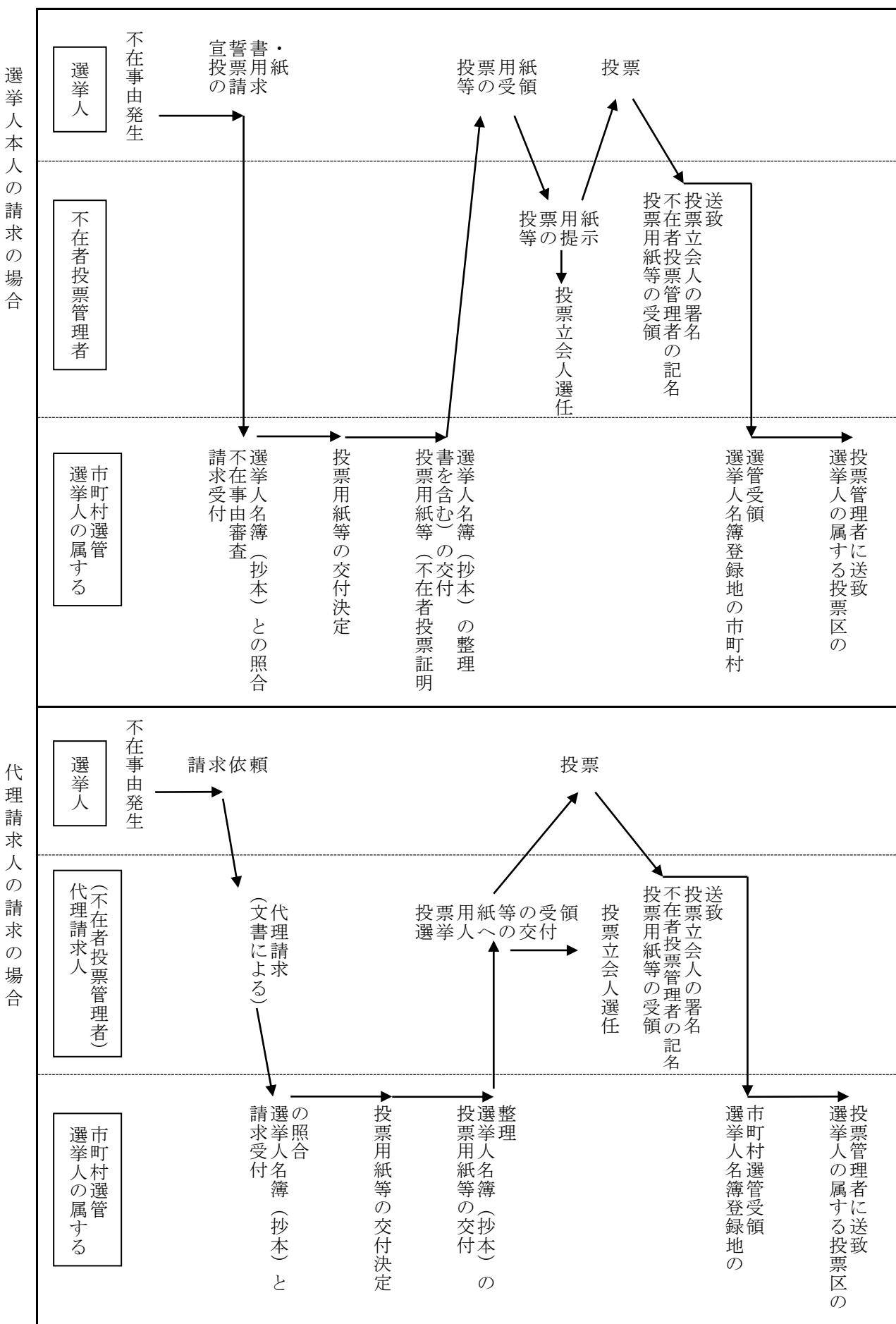
(6) 何人も選挙に関し、投票を得若しくは得さしめ又は得さしめない目的をもって戸別訪問をすることが禁止されていますが、指定施設においても、各部屋(病室など)が構造上それぞれ独立しており、しかも入院患者(入所者)が相当期間継続して入院(入所)している場合にあって、社会通念に照らし、各部屋が入院患者(入所者)の居室に準ずる程度にまで達していると認められるときには、各部屋を訪問し、投票

依頼をすることも戸別訪問に該当します。

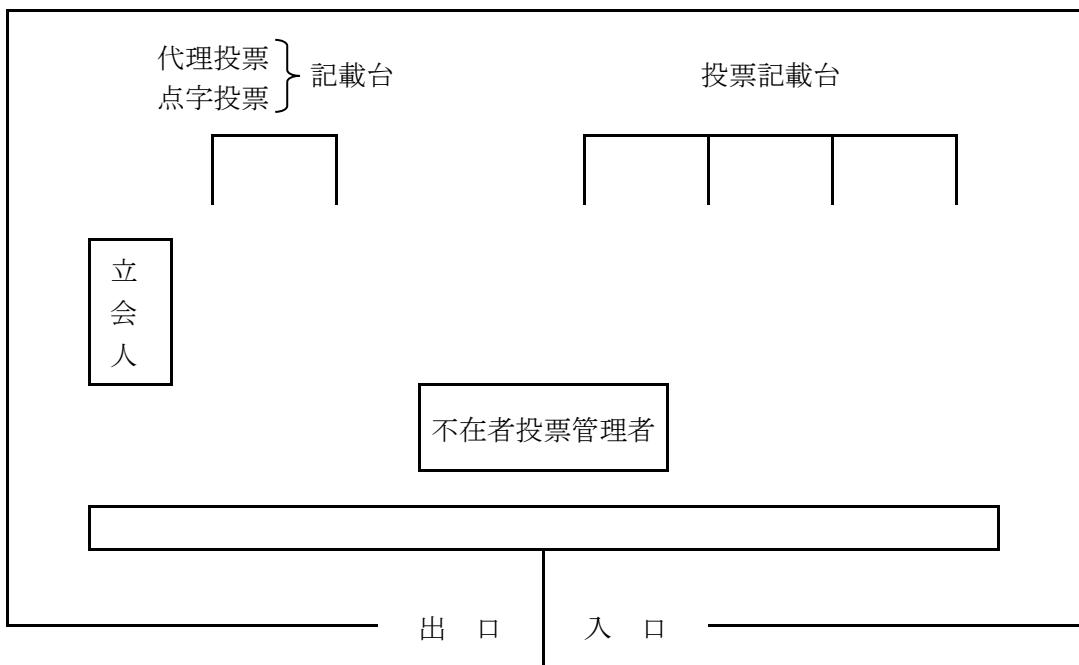
また、どのような方法であっても、選挙運動のために、各部屋を巡回して特定の候補者の氏名等を言い歩く行為等も、戸別訪問に該当するものとみなされ禁止されています。

- (7) 何人も、選挙の期日(ただし、無投票の場合にあっては、その旨を選挙長が告示した日)後において、当選又は落選に関し、選挙人にあいさつをする目的をもって各部屋を戸別に訪問することも禁止されています。
- (8) 選挙管理委員会のホームページに掲載されている候補者情報や選挙公報のページをプリントアウトして頒布することは、違法な文書図画の頒布となるため、禁止されています。

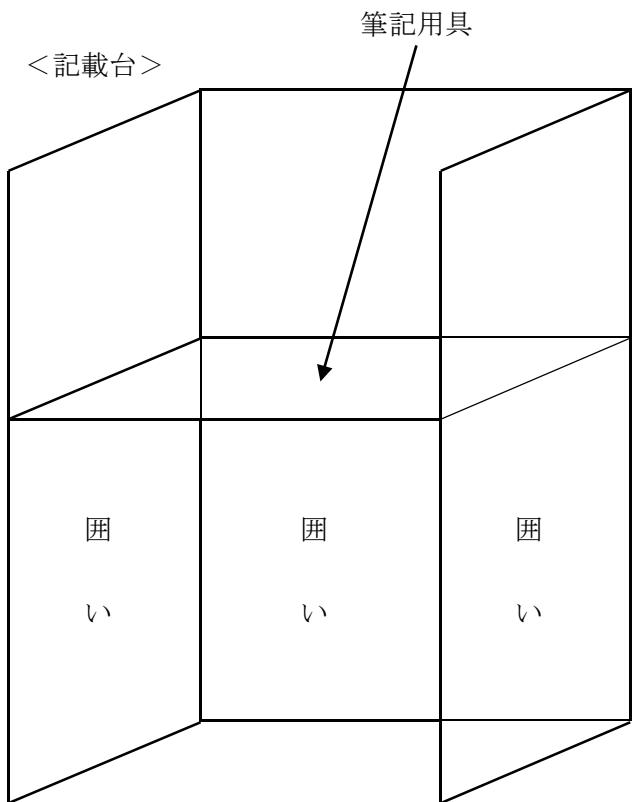
指定病院等における不在者投票手続の概略



投票記載場所の見取図（例）



(注) 投票記載台上のみならず、
投票記載場所内においても、
当該選挙における候補者の氏
名等の掲示はできません。
また、記載場所内に候補者
等の氏名を記載したポスター
等の文書が掲示されていない
か注意してください。



不 在 者 投 票 宣 誓 書 ・ 請 求 書

私は、令和8年 月 日執行の 衆議院小選挙区選出議員選挙 衆議院比例代表選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査 の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和 年 月 日

現 住 所 (〒)

選挙人名簿に記載

されている住所

(現住所と異なる場合のみ記載すること。)

明治 昭和
生 年 月 日 大正 平成 年 月 日 生

氏 名

選挙管理委員会委員長 宛て

投票区	名簿番号	区分	交付方法	交付月日	整理番号
			直・郵	月 日	
			直・郵	月 日	

第2号様式

依頼書

令和8年 月 日 执行の 衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙 に際し、当院（所）にお
最高裁判所裁判官国民審査
いて不在者投票をいたしたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付の請求を依頼し
ます。

令和8年 月 日

選挙人名簿に記載されている住所

室名
氏名
生年月日 年 月 日 生

○ ○ ○ 病院長（施設長） 様

第3号様式

投票用紙等請求書

下記の選挙人は、令和8年 月 日 执行の 衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙 の当日、
最高裁判所裁判官国民審査
当〇〇〇〇にあるため、当〇〇〇〇において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条
第4項（第51条第2項において準用する第50条第4項）の規定による依頼があつたので、下記の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び不在者投票用封筒の交付を請求
します。

選挙人名簿に記載されている住所	選挙人氏名	生年月日	備考

令和8年 月 日

（住所）

（施設名・職名）

（氏名）

選挙管理委員会委員長 宛て

（注）ア 選挙人から点字によって投票する旨の申出があった場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

イ 選挙の期日の公示の日前に請求をする場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はないが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載すること。

ウ 船員である選挙人について、指定港の市町村選挙管理委員会に対し請求するときは、船員手帳の提示又は送付も必要となる。

第4号様式

不在者投票証明書

選挙人の氏名			
生年月日	年	月	日 生
投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称			
その他の事項			
選挙	令和8年	月	日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙 衆議院比例代表選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

上記のとおり証明する。

令和8年 月 日

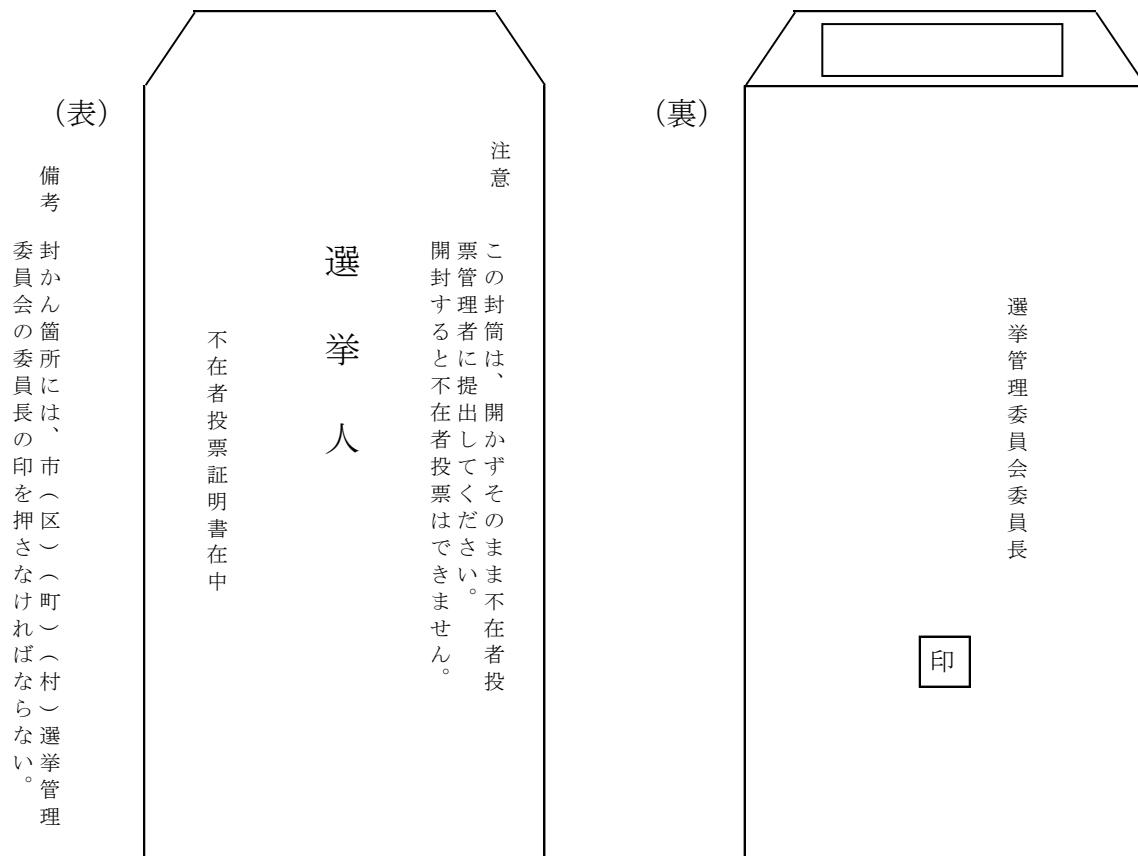
選挙管理委員会委員長

印

第5号様式

不在者投票証明書用封筒

アドヘア加工↓



第6号様式

不在者投票用内封筒

(表)

(内封筒)

注意

この封筒には、何も記載しないでください。
この封筒には、外封筒にのみの投票用紙を入れてさらずに封をし、して封をくさります。

(裏)

アドヘア加工↓



第7号様式

不在者投票用外封筒

(表)

第○回
○○○○○○選挙
不在者投票
(外封筒)

注意

代理記載人

投票者

*代理記載人の欄は、代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。

投票区名	
整理番号	

(裏)

アドヘア加工↓

病院長等において職・氏名を記入

病院長等において記入

投票年月日
令和
年
月
日
投票場所

不在者投票管理者

立会人

立会人が署名(自書)

選挙人が署名(自書)

投票の秘密を守るため二重封筒になっています。
□在外選挙人の投票に使用
(在外選挙人氏名)

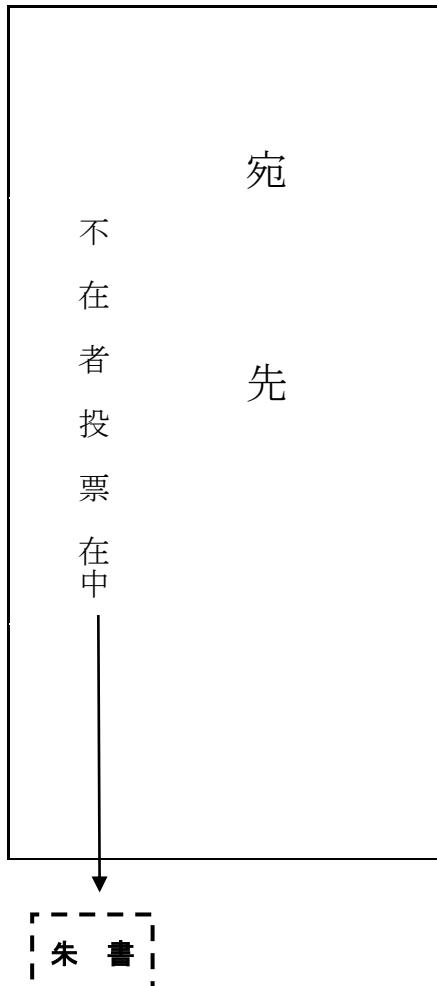
この欄には自分の氏名を書いてください。

交付市町名

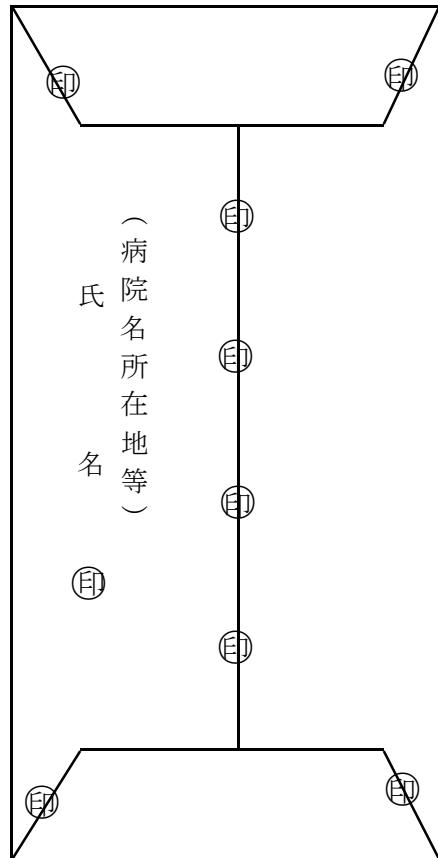
第8号様式

送致(郵送)用封筒

(表)



(裏)



※郵送により送付する場合の注意点

不在者投票を郵送により送付する場合は、送致(郵送)用封筒を交付記録郵便(いわゆるレターパック)に封入したうえで市町村選管にお送りください。

第9号様式

請求書

三重県知事 宛て

令和 年 月 日

一金 _____ 円也 (1, 236 円 × _____ 人分)

上記の金額を令和8年 月 日執行の
衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙 の不在者投
最高裁判所裁判官国民審査
票経費として請求します。

所在地		
法人名		
施設名		
代表者職名		
フリガナ		
代表者氏名	(印) ※	
担当者氏名 (フルネーム)	連絡先 (電話番号)	

振込先	銀行 店	
種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名		

- 備考
- 請求書に別紙として不在者投票名簿を添付してください。
 - 請求日の日付は選挙執行日以降にしてください。
 - 請求者と口座名義が異なる場合は下記の委任状に必要事項を記入してください。
- ※ 代表者氏名欄に代表者印を押印してください。ただし、下記の欄に請求書の発行責任者氏名及び連絡先を記載する場合には押印は不要です。

発行責任者氏名 (フルネーム)		連絡先 (電話番号)	
--------------------	--	---------------	--

委任状

請求金額の受領について

(職名) _____ (氏名) _____
に委任します。

令和 年 月 日

住所 _____

代表者 職名	氏名	(印) ※
--------	----	-------

※と同じ印又は署名

第9号様式（記入例）

請　求　書

請求した日付を記入してください。
(選挙日以降で)

三重県知事　宛て

令和　年　月　日

一金 _____ 円也　(1, 236 円 × _____ 人分)

上記の金額を令和8年　月　日執行の
衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙の不在者投
票経費として請求します。

最高裁判所裁判官国民審査

所 在 地			
法 人 名			
施 設 名			
代表者職名	代表者印を押印（施設名のみの印は不可）。 なお、備考下の「発行責任者氏名」及び「連絡先」を記入する場合には押印は不要です。		
フリガナ			
代表者氏名	(印) ※		
担当者氏名 (フルネーム)		連絡先 (電話番号)	

振込先	銀行　店		
種別	普通・当座		
口座番号	口座名義が上記の代表者と異なる場合（法人理事長名など）、下記委任状に記入してください。		
フリガナ			
口座名			

備考

- 請求書に別紙として不在者投票名簿を添付してください。
 - 請求日の日付は選挙執行日以降にしてください。
 - 請求者と口座名義が異なる場合は下記の委任状に必要事項を記入してください。
- ※ 代表者氏名欄に代表者印を押印してください。ただし、下記の欄に請求書の発行責任者氏名及び連絡先を記載する場合には押印は不要です。

発行責任者氏名 (フルネーム)		連絡先 (電話番号)	
--------------------	--	---------------	--

委　任　状		上記代表者氏名と口座名 が異なる場合のみ記入し てください。
請求金額の受領について		
(職名) _____	(氏名) _____	上記口座名義の方の職・氏 名を記入してください。
に委任します。		上記代表者の方の職・氏 名を記入してください。
令和　年　月　日		
住　所		
代表者　職名	氏名	(印) ※
※と同じ印又は署名		

第10号様式

不在者投票名簿

様式③ 施設⇒市町選挙管理委員会

令和 年 月 日

選挙管理委員会 宛て

施設名

施設長

外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を行う予定です。

については、同条第10項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

記

日 時：令和 年 月 日（ ）～（ ）：

場 所：

施設名：

参考様式④ 市町選挙管理委員会⇒施設

令和 年 月 日

(指定施設等の長) 様

選挙管理委員会

外部立会人の〔選定／任命〕について (通知)

貴施設における不在者投票において、下記のとおり、外部立会人を〔選定／任命〕しましたので、通知します。

記

立会人の氏名

(ふりがな)

立会日時：令和 年 月 日 () ～ ()

令和 年 月 日

立 会 人 選 任 書

様

施設名

施設長

印

衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
あなたを、下記のとおり、令和8年 月 日執行 最高裁判所裁判官国民審査 について、当指定施設における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当人は、立会開始時刻の_____分前までに_____に参集してください。

記

立会日時：令和 年 月 日 () ～ :

不在者投票の実施場所：

令和 年 月 日

立会人承諾書

施設名

施設長 宛て

住 所

電話番号

氏名

(印) ※

衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
下記のとおり、令和8年 月 日執行 最高裁判所裁判官国民審査 について、指定
施設における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

立会日時：令和 年 月 日 () ～ ～ ～

不在者投票の実施場所：

※署名又は記名押印すること。

請求書（不在者投票立会人に係る経費）

三重県知事宛て

一金_____円也

上記の金額を令和8年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙 衆議院比例代表選出議員選挙 における不在者投票 最高裁判所裁判官国民審査 立会人に係る経費として請求します。

●不在者投票立会いの実績	
立会日	令和 年 月 日
立会時間	時 分 ~ 時 分
立会場所	
立会人氏名	
不在者投票者総数	人

所在地		
法人名		
施設名		
代表者職名		
フリガナ		
代表者氏名	(印) ※	
担当者氏名 (フルネーム)	連絡先 (電話番号)	

振込先	銀行店	
種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名		

備考 1 請求の際には、立会人に係る市町の選定通知の写しと謝金等領収書の写しを添付してください。

- 2 請求書に別紙として不在者投票名簿を添付してください（不在者投票経費の請求書に添付の名簿と兼ねることができます。）。
 - 3 請求日の日付は選挙執行日以降にしてください。
 - 4 請求者と口座名義が異なる場合は裏面の委任状に必要事項を記入してください。
- ※ 代表者氏名欄に代表者印を押印してください。ただし、下記の欄に請求書の発行責任者氏名及び連絡先を記載する場合には押印は不要です。

発行責任者氏名 (フルネーム)	連絡先 (電話番号)
--------------------	---------------

委 任 状

請求金額の受領について

(職名) _____ (氏名) _____
に委任します。

令和 年 月 日

住 所 _____

代表者 職名 _____ 氏名 _____ (印) ※
※と同じ印又は署名

令和 年 月 日

請求書（不在者投票立会人に係る経費）

三重県知事宛て

一金_____円也

請求した日付を記入してください。
さい。（選挙日以降で）

上記の金額を令和8年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙 衆議院比例代表選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票立会人に係る経費として請求します。

●不在者投票立会いの実績	
立会日	令和 年 月 日
立会時間	時 分 ~ 時 分
立会場所	
立会人氏名	
不在者投票者総数	人

所在地			
法人名			
施設名			
代表者職名	代表者印を押印（施設名のみの印は不可）。 なお、備考下の「発行責任者氏名」及び「連絡先」を記入する場合には押印は不要です。		
フリガナ			
代表者氏名	(印) *		
担当者氏名 (フルネーム)		連絡先 (電話番号)	

振込先	銀行 店		
種別	普通・当座		
口座番号	口座名義が上記の代表者と異なる場合（法人理事長名など）、裏面の委任状に記入してください。		
フリガナ			
口座名			

備考1 請求の際には、立会人に係る市町の選定通知の写しと謝金等領収書の写しを添付してください。

- 請求書に別紙として不在者投票名簿を添付してください（不在者投票経費の請求書に添付の名簿と兼ねることができます。）。
- 請求日の日付は選挙執行日以降にしてください。
- 請求者と口座名義が異なる場合は裏面の委任状に必要事項を記入してください。

※ 代表者氏名欄に代表者印を押印してください。ただし、下記の欄に請求書の発行責任者氏名及び連絡先を記載する場合には押印は不要です。

発行責任者氏名 (フルネーム)		連絡先 (電話番号)	
--------------------	--	---------------	--

委 任 状

請求金額の受領について

(職名) _____ (氏名) _____

に委任します。

令和 年 月 日

上記口座名義の方の職・氏名を記入してください。

住 所

代表者 職名 氏名

(印) ※

※と同じ印又は署名

上記代表者氏名と口座名が異なる場合のみ記入してください。

表面代表者の方の職・氏名を記入してください。

- 37 -

謝 金 等 領 収 書

令和 年 月 日

施設名

施設長

宛て

金

円

ただし、貴施設における不在者投票に立ち会うための経費として
上記金額正に領収いたしました

住所

氏名

(印) ※

※署名又は記名押印すること。

外部立会人実績報告書

施設名：

所在地：

不在者投票管理者：

不在者投票実施月日	立会時間	外部立会人 氏名	投票者数(人)			計
			衆議院小選挙区選出議員選挙 衆議院比例代表選出議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査	国民審査	その他選挙	
月 日	(時間 : ~ 分)		人	人	人	人
月 日	(時間 : ~ 分)		人	人	人	人
月 日	(時間 : ~ 分)		人	人	人	人
月 日	(時間 : ~ 分)		人	人	人	人

注1 不在者投票管理者は、本報告書を選挙終了後、直ちに貴施設の所在する市町選挙管理委員会まで提出してください。

三重県内選挙管理委員会一覧

市町名	郵便番号	所 在 地	電 話
津 市	514-8611	津市西丸之内 23-1	059-229-3236
四 日 市 市	510-8601	四日市市諏訪町 1-5	059-354-8269
伊 勢 市	516-8501	伊勢市御園町長屋 1221	0596-21-5635
松 阪 市	515-8515	松阪市殿町 1340-1	0598-53-4411
桑 名 市	511-8601	桑名市中央町 2 丁目 37	0594-24-1216
鈴 鹿 市	513-8701	鈴鹿市神戸 1 丁目 18-18	059-382-9001
名 張 市	518-0492	名張市鴻之台 1 番町 1	0595-63-7314
尾 鶯 市	519-3696	尾鶯市中央町 10-43	0597-23-8115
亀 山 市	519-0195	亀山市本丸町 577	0595-84-5017
鳥 羽 市	517-0011	鳥羽市鳥羽 3 丁目 1-1	0599-25-1210
熊 野 市	519-4392	熊野市井戸町 796	0597-89-4111
い な べ 市	511-0498	いなべ市北勢町阿下喜 31	0594-86-7745
志 摩 市	517-0592	志摩市阿児町鵜方 3098-22	0599-44-0201
伊 賀 市	518-8501	伊賀市四十九町 3184	0595-22-9601
桑名郡			
木 曾 岬 町	498-8503	桑名郡木曾岬町大字西対海地 251	0567-68-6100
員弁郡			
東 員 町	511-0295	員弁郡東員町大字山田 1600	0594-86-2800
三重郡			
菰 野 町	510-1292	三重郡菰野町大字潤田 1250	059-391-1101
朝 日 町	510-8522	三重郡朝日町大字小向 893	059-377-5651
川 越 町	510-8588	三重郡川越町大字豊田一色 280	059-366-7113
多気郡			
多 気 町	519-2181	多気郡多気町相可 1600	0598-38-1111
明 和 町	515-0332	多気郡明和町大字馬之上 945	0596-52-7111
大 台 町	519-2404	多気郡大台町佐原 750	0598-82-3781
度会郡			
玉 城 町	519-0495	度会郡玉城町田丸 114-2	0596-58-8200
度 会 町	516-2195	度会郡度会町棚橋 1215-1	0596-62-1111
大 紀 町	519-2703	度会郡大紀町滝原 1610-1	0598-86-2212
南 伊 勢 町	516-0194	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057	0599-66-1111
北牟婁郡			
紀 北 町	519-3292	北牟婁郡紀北町東長島 769-1	0597-46-3111
南牟婁郡			
御 浜 町	519-5292	南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1	05979-3-0505
紀 宝 町	519-5701	南牟婁郡紀宝町鵜殿 324	0735-33-0333
三重県選挙管理委員会	514-8570	津市広明町 13	059-224-2172